

## 業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 の 名 称 釜石地区合同庁舎昇降機保守点検整備業務委託
- 2 履 行 場 所 釜石地区合同庁舎 (岩手県釜石市新町6番50号)
- 3 履 行 期 間 令和 8年 4月 1日から 令和 11年 3月 31日まで
- 4 業 務 委 託 料 金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円)  
    令和8年度支払予定額 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
    令和9年度支払予定額 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
    令和10年度支払予定額 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)
- 5 契 約 保 証 金 金 \_\_\_\_\_ 円

岩手県 (以下「発注者」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

### (総則)

第1 発注者及び受注者は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

### (実施に関する指示)

第2 発注者は、受注者に対して業務の実施に関し、作業への立会又は必要な事項を指示することがある。

2 受注者は、業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

### (契約保証金)

第3 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として業務委託料の100分の5以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則 (平成4年岩手県規則第21号) 第112号各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

### (便宜供与)

第4 発注者は、受注者に対して業務の実施のため必要な範囲内で、電気及び水道を無償で使用するものとする。

### (権利の譲渡等)

第5 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会法 (昭和28年法律第196号) に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合には、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

### (再委託等の禁止)

第6 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(業務の内容の変更、中止等)

- 第7 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。
- 2 前項の場合において、業務委託料又は履行期間を変更するときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

- 第8 発注者又は受注者は、委託期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託料(委託料から当該請求時の業務完了部分に相応する委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残委託料(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前残委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残委託料及び変動後残委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者、受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定に基づく請求は、この条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(損害賠償)

- 第9 受注者は、自己の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(完了報告及び確認検査)

- 第10 受注者は、各月の委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に業務完了報告書(様式は、受注者所定の様式による)を提出しなければならない。
- ただし、仕様書の第5(1)に定める定期点検を完了した場合にあつては、点検結果報告書の提出、定期点検以外の点検を実施した場合は、受注者が判断する様式による報告書の提出をもって業務完了報告書の提出に代えることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の確認のための検査を遅滞なく行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第11 発注者は、業務委託料を受注者の請求により次のとおり毎月支払うものとする。
- 月額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 受注者は、第10の規定による検査に合格したときは、委託料請求書を発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日(以下「約定期間」と

いう。)以内に業務委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第12 発注者は、受注者が自己の責めに帰すべき事由により、毎日の業務を完了できない場合は、業務委託料から業務完了部分相当額を控除した額に対して該当日1日につき年\_\_パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収する。

(支払遅延利息)

第13 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に業務委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年\_\_パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(発注者の解除権)

第14 発注者は、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて発注者が求める報告を拒み、又は第2条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) 受注者がその責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約締結若しくは委託業務の実施について、受注者に不正行為があったとき。

(4) 受注者が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第3の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第15 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務の変更に伴い、業務委託料が当初の業務委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第7第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(契約解除の場合における業務委託料の返還)

第16 受注者は、第14第2項各号の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに業務委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、業務委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により業務委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年\_\_\_パーセントの割合で計算した遅延金を発注者に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第17 受注者は、第14第2項各号の規定により契約を解除された場合、第14第3項の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、超えた金額を賠償しなければならない。

- 2 発注者は、第14第2項各号の規定により契約を解除された場合、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。
- 3 前各項の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第18 受注者は、受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に通報し、及び警察に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第19 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(経費の負担)

第20 受注者は、業務の遂行のため使用する制服、機械器具及び材料に要する経費を負担するものとする。

(施設及び設備の使用)

第21 受注者は、発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

(施設及び設備の取扱い)

第22 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の施設及び設備について善良な管理及び注意をもって取り扱わなければならない。

(補則)

第23 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県  
契約担当者  
沿岸広域振興局長\_\_\_\_\_

受注者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_